

6月 例会のご案内

テーマ : 手続き法定化による税務調査の変化

—顧客を守るための調査実務—

講師 : 税理士 小田川 豊作 氏

日時 : 平成27年 6月9日 (火) 午後4:00~

場所 : 船橋市勤労市民センター

6月の例会は、4月に「法人税の調査等のポイント」を講義していただいた小田川先生の再登壇です。短期間に同じ講師をお呼びするのは異例のことですが、4月の例会に先立ち「税務調査の実態についての意見交換会」を開催したところ、多くの参加者が集まり、小田川先生に同席いただいたことで大変有意義な会になったからです。新国税通則法が実施されてからの税務調査について皆で勉強して理解を深める必要性を痛感しました。

事前通知、反面調査、行政指導との区分、質問応答記録書、等々の取扱いなど、注意すべき点を意識して税務調査に臨みたいものです。今回も小田川先生から未公開のものを含めた豊富な資料をいただきました。ぜひ皆様の参加をお待ちしています。

マイナンバー制度とプライバシー権

5月下旬に日税連から「税理士のためのマイナンバー対応ガイドブック」が送られてきました。個人番号の管理のために事務作業の見直しが必要でその対策に目を奪われがちです。そこはまあ、しっかりとやるべきことはやらなければいけませんのでやりますが…。

問題は来年1月の利用開始前にもかかわらず金融や医療分野に拡大することが閣議決定されていることです。マイナンバーはもともと国民のプライバシー権の侵害が懸念される制度です。マイナンバー制度のメリットは 1) 公平・公正な社会の実現 2) 行政の効率化 3) 国民の利便性 と政府は言っています。3) 国民の利便性、の具体例をみると、パスポート申請の提出書類

が減る、とか、相続税の申告書に添付書類が減る、等々。そのわずかな利便性と交換に、行政による情報の集中管理による危険（情報漏えい、不正利用）を私たちは受け入れることとなります。さらに民間利用が進み国民のデータベース化が進むと危険がより大きくなります。日弁連は今年3月に「個人データを生涯不変の一つの背番号で管理し、名寄せや統合して利用することを可能にする制度で、最も重要な人権の一つのプライバシー権が危機に瀕する」と反対声明を出しています。税理士は無言で従うだけでしょうか。

プライバシー権といえば、自民党は環境権やプライバシー権で「お試し改憲」をしようとの目論見のようです。プライバシー権は基本的人権に含まれていて、改憲して新設する必要の無い権利であるというのが一般的な憲法解釈のようです。難しい解釈はさておき「特定秘密保護法」「盗聴法」を成立させておいて、どの口が言うかなあと呆れてしまいます。

安全保障関連法案の国会審議

政治は苦手、などと言っている状況ですから、5/24（日）のNHKスペシャル「徹底討論 自衛隊の活動はどこまで拡大するか」を録画して見たり、国会中継をちら見したり、自分なりに「勉強」しています。衆議院の特別委員会の審議で、安倍首相は「（武力行使の新3要件に当てはまる）他国の領域での集団的自衛権の行使は、中東のホルムズ海峡での機雷掃海以外、今は念頭にない」と言いながら限定はしないと繰り返しました。今は憲法の縛りがあるから具体的な事例は挙げられないでしょう。憲法が改正されたあかつきには「普通の国」になっているというシナリオですね。日経新聞社の世論調査では今国会で安保法案を成立させることに反対は55%、賛成は25%。今後の国会はどのような議論になるのか、国民の反対を押し切った強行採決は来夏の参議院選を見据えとできないのかどうか、予断を許さない事態というところです。一国で安全保障を完結させられない国際情勢だといわれるが、対米従属で中国を孤立させ刺激することは外交のセオリーからして得策ではないことは明らかでしょう。日本は日本のすべきことがある。武力を携えて外国に出かけていくことで後々まで関係がこじれることを教訓にするべきだし、抑止力というなら情報を制することが一番の抑止力であると思うのです。

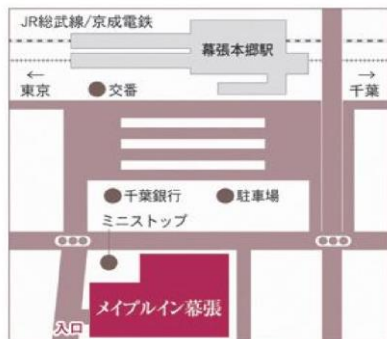


7月定期総会 記念講演のご案内

テーマ：「よみがえれ中小企業—日本創生とエネルギー問題」(仮)

記念講演講師：城南信用金庫理事長 吉原 毅 氏

日時：平成27年 7月 18日(土) 総会終了後



場所：メイプルイン幕張
千葉市花見川区幕張本郷 1-12-1
TEL 043-275-8111
JR 幕張本郷/京成幕張本郷
より徒歩2分

7月実務問題検討会！のご案内

日時：平成27年 7月 4日(土) 午後2:00~

場所：岡澤税理士事務所

住所：船橋市前原西 2-14-1 津田沼がイパル 903

電話：047-473-2516

《会費納入のお願い》

会の運営はみなさんの浄財で行っています。会費の納入にご協力下さい。前納制を取り入れておりますので、ご協力をお願いします。(会費1ヶ月2500円)

★振込先★

中谷 久仁子

〒262-0023

千葉市花見川区検見川町 3-300-13

電話 043-301-4645

振込の方は

千葉銀行 中央支店

普通預金 No 4 2 1 4 3 3 0

受取人 千葉税経新人会

会計 中谷久仁子

※振込料は自己負担にてお願いします。

実務問題検討会は

『新人会ニュース』の『実務問題検討会の報告』欄に掲載されているような実務問題を持ち寄り、意見を交換しあう勉強会です。どなたでも御自由に、見学にきてください。お待ちしております。

どなたでも参加できます。お気軽な、ご参加をお待ちしています。



皆様で様々な税に対する問題点や実務上のトラブルを解決いたしましょう！もちろん二次会もお楽しみに！

2015の全国研に向けて！GO” 千葉税経新人会 <http://chibazei.com/>